

QA

よくあるご質問

Q：震災伝承施設の募集期間はどのようになっていますか。

A：令和3年7月20日現在、震災伝承施設は随時募集を受け付けております。また、登録施設の登録・公表は通常、年度内2回（上半期1回、下半期1回）を原則としています。公表方法は「記者発表」と「協議会HPアップ」により行います。

Q：定期登録（年度内2回）以外のタイミングで施設登録は可能ですか。

A：定期登録以外のタイミングで、登録を要すると認められる場合に限り、随時登録は可能です。ただし、申請書類の確認や構成機関との調整などに、2～3ヶ月要しますことに留意願います。なお詳細については、お気軽に下記までご相談ください。

【問い合わせ先】

震災伝承ネットワーク協議会事務局（国土交通省東北地方整備局 企画部企画課または広域計画課）

連絡先：022-225-2171（代表）

メールアドレス：thr-densho@mlit.go.jp

Q：整備中の施設も申請は可能でしょうか。

A：申請する時点で、対象とする施設が整備中（施工中）である場合は、以下の条件を満たせば、申請することができます。〔震災伝承施設〕登録要綱5（登録の申請）.〕

- ① 展示内容や運営計画（管理者、案内人等）が決定している。
- ② 完成（供用）月日（※）が明確である。（※月単位程度）

なお、施設が整備中（施工中）である場合にあっては、②の状況写真に代えて、施設内容の詳細（展示物・展示内容、駐車場、トイレ、休憩スペース、展示物・展示内容に係る案内員、地域の情報提供案内所・窓口）を判断できる図面等の資料を添付してください。

Q：震災伝承施設の登録前に、パンフ作成や標識設置等の関係でピクトを使用したい場合の取り扱いは？

A：登録申請時に「震災伝承施設 ピクトグラム等 使用申請書」を同時に提出するようお願いいたします。施設使用開始に間に合うよう出来るだけ調整しますので、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】

震災伝承ネットワーク協議会事務局

（国土交通省東北地方整備局 企画部企画課または広域計画課）

連絡先：022-225-2171（代表）

メールアドレス：thr-densho@mlit.go.jp

Q：申請内容について事前に確認してもらいたいのですが。

A：不明な点は電話での相談の他、問い合わせ先のアドレスにメールしていただければ、申請内容について確認いたします。お気軽にご相談ください。なお、最終的な申請書の提出先は、各県ごとに下記のとおりとなりますので、よろしくお願いたします。

【提出先】

- 青森県 県土整備部 都市計画課
住所：〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
TEL：017-722-1111（代表）
- 岩手県 復興防災部 復興推進課
住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
TEL：019-651-3111（代表）
- 宮城県 復興・危機管理部 復興支援・伝承課
住所：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL：022-221-2111（代表）
- 福島県 土木部 土木企画課
住所：〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
TEL：024-521-1111（代表）
- 仙台市 まちづくり政策局 防災環境都市推進室
住所：〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号
TEL：022-261-1111（代表）

【問い合わせ先】

震災伝承ネットワーク協議会事務局（国土交通省東北地方整備局 企画部企画課または広域計画課）

連絡先：022-225-2171（代表）

メールアドレス：thr-densho@mlit.go.jp

Q：施設の募集、登録、公表に関する運用を教えてください。

A：施設の募集、登録、公表に関する運用は、以下のとおりです。

<年度毎のサイクル>	R2年度		2021年【R3年度】													
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
登録、公表の流れ	申請						○	1回目定期登録・公表							申請	
							申請							○	2回目定期登録・公表	
募集期間	←----- 随時 ----->															

※：上表はあくまでも予定です。状況により変更となる場合があります。

※：R4年度以降も同様のサイクルで進める予定です。